施 術 所 開 設 届 の 書 き 方

柔道整復師施術所開設届出書

管轄保健所名を記載

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

香川県 小豆 東讃 中讃 西讃 保健所長 殿

開設者 住 所 香川県○○市○○町○番○号

氏 名 香川 太郎

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号 ○○○○-○○-○○○○

【個人申請の場合】
申請者個人の住所、氏名を記載
身分証明書を準備
【法人申請の場合】
登記上の本社所在地、法人名称、代表者の肩書・氏名 を記載

開設日から**10日以内**に届出

柔道整復師施術所を開設したので、柔道整復師法第19条第１項前段の規定により届け出ます。

開設年月日		令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日		
名称		① ○○施術所 、○○施術院 等 ② ○○接骨院 等		
開設場所		香川県○○市○○町○番○号		
業務に従事する柔道整復師の氏名		香川 太郎 香川 花子		
構造設備の概要		面積	外気開放面積	換気装置
	専用の施術室	12.34 ㎡	2.15 ㎡	（有）・無
	待合室	12.15 ㎡		
	器具、手指等の消毒設備		（有）・無	

以下の名称等が認められる
①「施術所(院)」と表記
②施術業態を標記 等
具体的には**「あはき・柔整広告ガイドライン」**のとおり
（ガイドライン）→

従事する施術者の氏名を記載。
全員分の身分証明書と資格証を準備

換気装置がない施術室では、室面積の７分の１以上に相当する部分を外気に開放し得ることが必要

必ず設けること

※開設届の控えが必要な場合は、２部持参してください。

○施術所平面図（例）

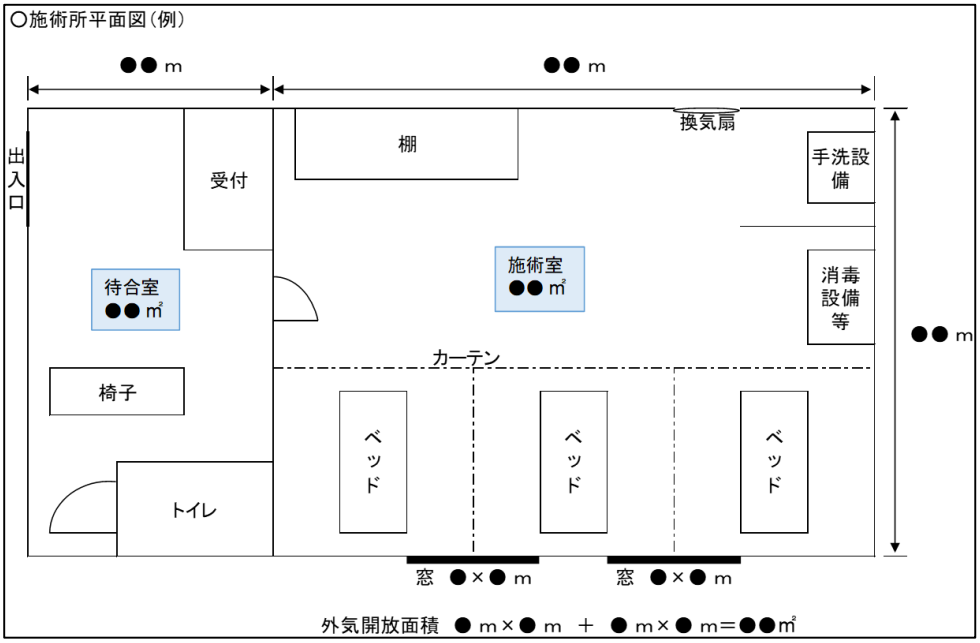

※必要な書類

- ☐ 施術所開設届書
- ☐ 施術所の平面図
  （左記の例を参考に作成）
- ☐ 施設周辺の見取図
- ☐ 開設者の身分証明書
  （法人の場合を除く）
- ☐ 従事する施術者の身分証明書
- ☐ 従事する施術者の資格証
  （免許証、免許証明書）

身分証明書として、運転免許証等の公的機関の発行する顔写真付きのものを御用意ください。

必要に応じて保健所で写しをとらせていただきます。

構造設備基準

施術所の構造設備基準が、柔道整復師法施行規則第18条により定められています。
開設にあたっては、下記の事項に適合するようお願いします。

・6.6平方メートル以上の専用の施術室を有すること。
（固定壁等により、他の部屋と区切ってください。）
・3.3平方メートル以上の待合室を有すること。
（あはきと柔整で待合室の共用は可能です。）
・施術室は、室面積の７分の１以上に相当する部分を外気に開放し得ること。
ただし、これに代わるべき適当な換気装置があるときはこの限りではない。
（ドアは開放面積に含まず、窓は全体の面積ではなく開放面積です。）
・施術に用いる器具、手指等の消毒設備を有すること。
・施術所が、住居・店舗等と構造上独立していること。（指導基準）
・利用者のプライバシーを配慮して、ベッド間にカーテン等を設置すること。（指導基準）

※１人施術の特例について

柔道整復とあん摩マッサージ指圧、はり、きゅう（以下「あはき」という。）では、それぞれ専用の施術室を設けることが定められているため、１つの施術所で、柔道整復及びあはきを行っているのであれば、それぞれ専用の施術室を設けることが必要です。（それぞれの根拠法に基づく届出が必要です。）

ただし、施術所の従事者が１名のみであり、その従事者が双方の免許を有する場合は、施術所の共有を認めていますが、従事者が増えた場合は構造設備の変更が必要となります。

なお、カイロプラクティック、整体等を行う場所と柔道整復又はあはきの施術所との共有は認められません。

衛生上必要な措置

施術所の衛生上必要な措置について、柔道整復師法施行規則第19条により、定められています。

・常に清潔に保つこと。
・採光、照明及び換気を十分にすること。

管轄保健所

施術所の所在地	届出先	住所	電話番号
さぬき市・東かがわ市・木田郡・香川郡	東讃保健所	さぬき市津田町津田930番地２	0879-29-8260
小豆郡	小豆保健所	小豆郡土庄町渕崎甲2079-5	0879-62-1373
丸亀市・坂出市・善通寺市・綾歌郡・仲多度郡	中讃保健所	丸亀市土器町東八丁目526	0877-24-9962
観音寺市・三豊市	西讃保健所	観音寺市坂本町七丁目３番18号	0875-25-2052

※高松市で開設する場合は、高松市保健所に相談するようお願いします。